

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第16条 省略 (通知義務)</p> <p>第17条 市との間に共済関係の存する者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第3条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))によるものを除く。))に係る通知については、この限りではない。</p> <p>6～10 省略</p> <p>第18条～第52条 省略 (共済事故の一部除外)</p> <p>第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。))に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>	<p>第1条～第16条 省略 (通知義務)</p> <p>第17条 市との間に共済関係の存する者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第3条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))によるものを除く。))に係る通知については、この限りではない。</p> <p>6～10 省略</p> <p>第18条～第52条 省略 (共済事故の一部除外)</p> <p>第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。))に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1082 434 1150">包括共済家畜区分(死廃)</th> <th data-bbox="434 1082 1088 1150">共済事故としないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1150 434 1425">搾乳牛、育成乳牛</td> <td data-bbox="434 1150 1088 1425">火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</td> </tr> </tbody> </table>	包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 1082 1404 1150">包括共済家畜区分(死廃)</th> <th data-bbox="1404 1082 2060 1150">共済事故としないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 1150 1404 1425">搾乳牛、育成乳牛</td> <td data-bbox="1404 1150 2060 1425"> 次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる場合にお </td> </tr> </tbody> </table>	包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの	搾乳牛、育成乳牛	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる場合にお
包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの								
搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用								
包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの								
搾乳牛、育成乳牛	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる場合にお								

繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) <u>火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)</u> 又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用
特定肉豚	<u>火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び農林水産大臣が指定する同法第4条第1項の届出伝染病に限る。)</u> 又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡以外の死亡

2～3 省略

第54条～第108条 省略

(共済関係の成立)

第109条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。

(1)～(5) 省略

	<u>ける廃用</u>
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) <u>火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)</u> による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) <u>火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)</u> による廃用以外の廃用 (3) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用
種豚	次の各号に掲げるいずれかの共済事故 (1) <u>火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)</u> による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (2) <u>第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</u>
特定肉豚	<u>火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。)</u> 又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡以外の死亡

2～3 省略

第54条～第108条 省略

(共済関係の成立)

第109条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。

(1)～(5) 省略

第110条～第118条 省略

(小損害不填補の基準金額)

第119条 園芸施設共済資格者は、共済金の支払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。この場合において、当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。

(1)～(3) 省略

以下省略

(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第110条～第118条 省略

(小損害不填補の基準金額)

第119条 園芸施設共済資格者は、特定園芸施設等ごとに、共済金の支払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。なお、第4号又は第5号の金額を選択する場合には、当該特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超えている場合に限る。

(1)～(3) 省略

(4) 50万円

(5) 100万円

以下省略